

愛知県社会福祉施設物価高騰対策支援金質疑応答集

※随時更新しますので、提出の際は、必ず最新版を御確認ください。

令和8年2月19日現在

区分	NO.	質問	回答
共通	1	この支援金の目的は何か。	昨今の光熱費、食材費及び燃料費の高騰の影響を受けながらも介護サービスの安定的な提供を継続している施設、事業所（以下、施設等という。）を支援するため、「令和7年度愛知県社会福祉施設物価高騰対策支援金交付要綱」に基づき、サービス提供に要する光熱費、食材費及び燃料費（高騰相当分）に対し助成するものです。
共通	2	運営法人の法人格に制限があるか。	いずれの法人格（個人事業主、組合等団体も可）であっても申請可能です。
共通	3	令和7年度分として、光熱費、食材費及び燃料費高騰分の補填を目的とした補助金を既に他自治体から受けているが、重複して申請してよいか。	差し支えありません。 （昨今の光熱費、食材費及び燃料費高騰分として一定額を支給する精算を伴わない支援金であるため、その他の自治体との重複受給について妨げるものではありません。）
共通	4	交付対象の施設等は何か。	種別毎に交付対象となる施設等が異なります。 詳細については、県WEBページ「愛知県社会福祉施設物価高騰対策支援金（介護区分）の交付申請について」に掲載している「対象施設等及び支援単価」をご確認ください。
共通	5	愛知県内の市町村から指定を受けた事業所も対象となるか。	事業所所在地が愛知県内であれば対象です。

区分	NO.	質問	回答
共通	6	対象施設、事業所の基準日はいつか。	<p>基準日は令和8年1月1日時点です。</p> <p>令和8年1月1日及び支援金振込時点で現存しサービスを提供している必要があります。</p> <p>また、サービスを提供していることの確認として、特に訪問・相談系の事業所においては、令和7年6月又は12月の介護報酬実績があることが必要です。（1月1日指定の事業所については、令和7年12月までの報酬実績がないため、代わりに令和8年1月の報酬実績が必要です。）</p> <p>また、基準日において休止している施設等は原則対象外ですが、感染症及び自然災害等やむを得ない事情により、短期間の休止をしている場合については対象となる場合がありますので、ご相談ください。</p> <p>（事例）</p> <p>① 令和7年12月までサービスを実施していたが、12月末で事業廃止 … 対象外</p> <p>② 令和8年1月2日以降に新規開所 … 対象外</p> <p>③ 令和8年1月1日に新規開所 … 令和8年1月分の介護報酬請求実績が必要</p> <p>④ 令和7年12月までは休止していたが、令和8年1月1日に再開… 令和8年1月分の介護報酬請求実績が必要（再開日が分かる書類（指定権者に対する休止及び再開の届出等）を別途求める場合がある。）</p>
共通	7	みなし指定（いわゆる医療みなし）を受けている施設等は対象となるか。	<p>介護保険法第71条第1項（同法第115条の11で準用する場合を含む。）により指定があったものとみなされる施設等であったとしても令和7年6月または12月分のサービス提供に係る介護報酬実績があれば、「通所リハビリテーション」については食材費及び燃料費、「訪問看護」、「訪問リハビリテーション」、「居宅療養管理指導」については燃料費について、それぞれの要件を満たすことで対象となります。</p> <p>なお、「通所リハビリテーション」は基本的に病院や診療所と一体であり、本体施設について愛知県医療機関等物価高騰対策支援金において光熱費高騰分が措置されておりますので、本事業の対象からは除かれます。</p>
共通	8	各介護予防サービス又は介護予防・日常生活支援総合事業は対象となるか。	<p>各介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業における「通所型サービス」、「訪問型サービス」及び「介護予防ケアマネジメント」の指定を受けたものも「通所介護」、「訪問介護」、「居宅介護支援」として、それぞれ申請が可能です。</p> <p>ただし、「通所型サービス」については、介護保険事業と同一スペースを使ってサービス提供を行っている場合には重複して申請することは出来ませんので御留意ください。</p>

区分	NO.	質問	回答
共通	9	公設民営の施設は対象か。	対象です。（公営の施設等以外は対象となります。）
共通	10	養護老人ホームや軽費老人ホームは特定施設入居者生活介護の指定を受けていなくても対象施設となるか。	特定施設入居者生活介護の指定の有無に関わらず全て対象となります。
共通	11	特定施設入居者生活介護の指定を受けた養護老人ホームや軽費老人ホームの場合、サービス種別は何を選択すればよいか。	養護老人ホーム又は軽費老人ホームとなります。
共通	12	申請する定員数若しくは車両台数ほどの時点のものになるか。	本事業の基準日である、令和8年1月1日時点となります。
共通	13	1月1日時点で地域密着型通所介護を運営しており、2月末で廃止し、2月1日に、通所介護として指定を受けるが、対象となるか。	入金日までの間に廃止・休止する施設等は対象外です。 本ケースの場合、介護保険上の指定サービスが異なることから、同一の事業所とみなせないため、対象外となりますが、同一サービス、同一住所の場合は対象となる可能性がありますのでご相談ください。

区分	NO.	質問	回答
共通	14	同一スペースにおいて複数のサービス種別を提供している場合はどうか。	<p>いずれか1つのサービス種別において申請してください。（重複申請は出来ません）</p> <p>※なお、それぞれ独立したスペース（別フロア・別部屋）において指定を受けている場合は「同一スペース」にはあたりません。</p> <p>（例）</p> <p>①特別養護老人ホーム（特養）と短期入所生活介護（ショート）の場合 空床ショート…特養と重複する為、ショート分は申請不可 併設ショート…特養と異なるスペースの為、特養・ショート共に申請可能。</p> <p>②通所介護（地域密着型通所介護）と通所型サービス (1)同一スペース（同部屋）でのサービス提供を行っている場合 通所介護（地域密着型通所介護）及び通所型サービスともに指定を受けている場合であっても、一方のみでの申請となります。</p> <p>(2)異なるスペース（別フロア・別部屋）でサービス提供を行っている場合 それぞれの独立したスペースにおいて指定を受けていれば、通所介護（地域密着型通所介護）及び通所型サービスそれぞれで申請が可能です。</p> <p>③老人保健施設（老健）と通所リハビリテーション（通所リハ）の場合 老健に併設する通所リハについては、老健のサービス提供スペースとは別に独立したサービス提供スペースが確保される必要があることから、それぞれで申請が可能です。</p>
共通	15	同一の介護保険事業所番号でサービス種別が異なる事業所の場合、どちらも対象になるのか。	介護保険事業所番号が同一であっても、サービス種別が異なる場合はどちらの事業所も対象となる場合があります。ただし、同一スペース（※質問NO.14参照）においてサービス提供している場合はどちらか一方のみでの申請しかできません。
共通	16	同一の施設等で介護保険と障がい福祉の両方のサービス（共生型サービス）を一体的に行っている場合はどちらが優先か。	主として使用するサービス分野（先に指定を受けた分野）において申請してください。（重複申請はできません。）

区分	NO.	質問	回答
共通	17	支援金の申請はどの様にするのか。	申請は電子申請にて受付します。WEBページ掲載の「交付申請マニュアル」に専用申請フォームのURLがありますので、法人単位でとりまとめのうえ、そちらから手続きを進めてください。 なお、申請にあたっては必ずこの「質疑応答集」及び「交付申請マニュアル」を熟読してください。 例外として、インターネットの接続環境がない等電子申請が著しく困難な場合に限り郵送で書面による受付をしますのでコールセンターあてご相談ください。
共通	18	介護予防事業所のみ指定を受けているが、事業所一覧表の「サービス種別」のプルダウンに当てはまる項目がない。何を選んだら良いか。	介護予防サービス又は介護予防・日常生活支援総合事業のうち対になる介護サービス種別を選択し、申請してください。 例) 通所型サービスのみ実施 → 「通所介護」を選択 訪問型サービスのみ実施 → 「訪問介護」を選択 介護予防ケアマネジメントのみ実施 → 「居宅介護支援」を選択
共通	19	養護老人ホーム、軽費老人ホームは介護事業所番号がないが、どのようにしたらよいか。	養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（介護保険法上の特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設を含む。）については、便宜上、以下のとおり番号（10桁）を入力してください。 ・「養護老人ホーム」：2300000000 ・「軽費老人ホーム」：2300000001
共通	20	交付決定の方法、振り込み時期はいつ頃か。	申請書受付後、審査を行い、適正と認められた場合は、申請書に記載の口座に申請額を振り込みます。指定口座への振り込みをもって交付決定通知とします。（別途交付決定通知は発送しません。） 振り込みは、令和8年3月末から6月上旬を予定しています。

区分	NO.	質問	回答
共通	21	証拠書類はどのようなものを揃えておけば良いか。	<p>申請書には添付の必要はありませんが、支援金に係る証拠書類として以下の書類を事業所等内へ保管（5年間）していただく必要があります。</p> <p>①交付申請書類（申請システムからダウンロードまたは印刷したもの） ②申請定員数の根拠となる書類（施設等の指定申請書、変更届出書の写し等） ③本支援金の収入及び支出の関係を示す書類 ④申請施設等の光熱費、食材費及び燃料費を申請法人（個人事業主含む。）が負担していることを示す書類 ⑤施設※の食材費については、令和7年7月から12月の食事提供に係る実支出額の根拠となる書類。</p> <p>※施設とは、以下のサービス種別を指します。 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護（空床型を除く）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム</p> <p>【以下、⑥から⑧は燃料費を申請する場合に限る】</p> <p>⑥申請した自動車と保有者との関係を示す書類（車検証の写し等） ⑦自家用車の場合、⑥における保有者と申請事業所との関係を示す書類（雇用契約書等） ⑧常勤換算算定の基となる令和7年12月分勤務表（実績） （訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問看護、居宅介護支援の各サービス種別。）</p>
共通	22	申請者（法人代表者）と異なる名義の口座を振込口座として申請したいが、どのようにしたらよいか。	<p>申請者と口座名義は一致（法人名のみは可）する必要があり、これが異なる場合、支払いができません。</p> <p>ただし、やむを得ず申請者と異なる名義の口座に振り込みを希望する場合は、別途委任状の提出をもって支払いを行うことは可能です。なお、委任状は申請フォーム上からダウンロード可能です。フォーム上でダウンロードし、添付する形で提出ください。（郵送で書面による受付を希望する場合には、コールセンターへの相談時に委任状も必要な旨伝えてください。）</p>

区分	NO.	質問	回答
共通	23	口座名義（カナ）を入力する際に、注意することは何か。	<p>口座名義については、通帳を確認しながら、通帳に記載されている名義を半角カタカナで入力してください。 なお、スペース、濁点（・）及び半濁点（゜）を含め30文字以内です。 以下の点に特に注意してください。これを満たさない入力の場合は、支払い不能となります。</p> <p>1. 個人名</p> <p>① 姓と名の間には半角スペースをいれてください。 (例) ヤマト 知ウ</p> <p>2. 使用可能文字</p> <p>①数 字 (10種類) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0</p> <p>②カナ文字 (45種類) アイウエオカキクケコサシスセソタチツテト ナニヌネノハヒフヘホマミムメモヤユヨラリ ルレロワヅ</p> <p>③英 字 (26種類) A B C D E F G H I J K L M N O P Q R S T U V W X Y Z</p> <p>④濁 点、半濁点 (2種類) ・ ゜</p> <p>⑤記 号 (8種類) , . 「 」 () / - (マイナス記号)</p> <p>⑥禁止文字</p> <p>a. A・Bのような中点は不可。 (例) 正：エ・ピ ゜・シ 誤：エ・ピ ゜シ</p> <p>b. 長音記号「-」は使用不可。マイナス「-」でお願いします。</p> <p>c. 縮小文字は使用不可。 (例) 正：シヤカイクホウジン 誤：シヤカイクホウジン 正：カブ シカ イヤ 誤：カブ シカ イヤ</p>
光熱費 食材費	24	一部介護付きの有料老人ホームは対象施設となるか。また、定員は有料老人ホーム、特定施設どちらの定員を基準に申請すればよいか。	<p>特定施設入居者生活介護の指定を受けている定員分が対象となります。</p> <p>(例)</p> <p>①有料老人ホーム定員…50名/特定施設定員…50名 → 申請定員…50名 ②有料老人ホーム定員…50名/特定施設定員…35名 → 申請定員…35名</p>

区分	NO.	質問	回答
光熱費 食材費	25	通所介護事業所にかかる申請定員はどのようにすればよいのか。	<p>指定通所介護事業所の申請定員については「利用定員」で申請してください。</p> <p>「利用定員」とは、事業所において「同時に」通所介護サービスの提供を受けることができる「利用者数の上限」をいいます。</p> <p>※午前、午後の2部制で行っている通所介護においては、午前、午後それぞれの定員数を合算したものではありません。</p> <p>※主な事例は下記の例のとおりですが、当該事業所に係る指定申請書や運営規程を確認のうえ、申請してください。</p> <p>(例)</p> <p>①[1日型] (1単位) で実施 [単位1]: 月～金 9:00～17:00 定員 15名 →事業所の利用定員数15名</p> <p>②[午前・午後の半日] (計2単位) で実施 [単位1]: 月～金 9:00～12:00 定員 15名 [単位2]: 月～金 13:30～17:00 定員 10名 →事業所の利用定員数15名</p> <p>③[午前・午後の半日]+[1日型] (計3単位) で実施 [単位1]: 月～金 9:00～12:00 定員 15名 [単位2]: 月～金 13:30～17:00 定員 10名 [単位3]: 月～金 9:00～17:00 定員 20名 →事業所の利用定員数35名</p>
食材費	26	この支援金に令和8年1月14日付け介護最新情報に掲載の「介護施設等に対するサービス継続支援事業」は含まれるか。	<p>含まれます。そのため、従来よりも定員一人当たりの単価を大きく設定しております。</p> <p>なお、対象となる以下の事業所については、提出書類や、保管していただくべき書類が従来と異なりますので、ご注意ください。(詳細は交付申請マニュアル又は以下のNo.28をご確認ください。)</p> <p>対象となる施設 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護(空床型を除く)、養護老人ホーム、軽費老人ホーム</p>

区分	NO.	質問	回答
食料費	27	施設の食費に係る実支出額について、令和8年1月1日指定なので令和7年12月までの実績はないが、問題ないか。	0円の場合は0と入力してください。 なお、支援金の支給金額には別段影響はありません。
食料費	28	その他、「介護施設等に対するサービス継続支援事業」の対象となることで、以前と変更された点はあるか。	以下の点が変更になります。 ①別途対象施設ごとの令和7年7月から12月までの食料費の実支出金額を届け出る必要がある。 ②①の根拠となる書類をその他の根拠書類と同様に令和13年度末まで保管しておく必要がある。
食料費	29	通所系半日型デイサービスで食事を提供していない事業所は対象になるか。	利用者へ提供する食事にかかる食料費を負担していない場合、対象外となります。
食料費	30	食費について利用者負担がある場合、対象になるか。	負担割合にかかわらず、原則対象となります。ただし、以下の例のように事業者負担が一切ない場合は対象外となります。 例) 利用者から1食500円を徴収し、毎食弁当等を500円で購入し、利用者へ提供している。
食料費	31	おやつのみを提供している場合、対象となるか。	本支援金における食料費とは朝食、昼食又は、夕食に際して必要となる費用を指します。ですので、食事を提供せずおやつのみを提供している場合は対象となりません。
燃料費	32	どういう用途の車両が対象となるか。	デイサービスへの利用者の送迎、訪問介護員による利用者宅への訪問など、介護保険サービスを提供するための車両、若しくは入所者を医療機関へ受診させるなど、利用者の便宜を図るために使用する目的の車両に限ります。よって、職員が通勤のためだけに使用する車両等は対象外となります。

区分	NO.	質問	回答
燃料費	33	愛知県医療機関等物価高騰対策支援金において燃料費種別に係る補助金の交付を受けた。その場合、同一車両で申請することは可能か。	二重申請になるため出来ません。
燃料費	34	申請車両台数の上限はあるか。	訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問看護、居宅介護支援に係る1事業所当たりの申請可能な車両の台数は、当該事業所において勤務した直接処遇職員の令和7年12月分（12月1日から12月31日まで）の勤務実績の常勤換算後の人数（小数点以下の端数がある場合は第一位を切り上げ）となります。 なお、常勤換算数に基づいた申請可能車両台数の計算方法（常勤換算方法）については、申請システムからダウンロードが可能です、参考にしてください。（提出不要）
燃料費	35	問31の回答に記載のある、常勤換算方法とは何か。	当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において、就業規則等で定められた常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいいます。
燃料費	36	法人所有の車以外でも対象となるか。	訪問系の事業所において、職員の自家用車により訪問介護サービス等を実施している場合は対象となります。（ただし、上限車両数は質問NO.34となります。）
燃料費	37	リース車両も対象か。	対象として差し支えありません。 ただし、令和8年1月1日時点で使用していた車両に限ります。
燃料費	38	送迎等で使用していた車両が破損し、代車で送迎等を行っているが、代車も対象か。また、対象の場合、どちらの車両情報で申請すればよいか。	対象として差し支えありません。 ただし、令和8年1月1日時点で使用していた車両情報にて申請してください。

区分	NO.	質問	回答																				
燃料費	39	バイクで利用者宅を訪問しているが対象となるか。	質問NO.32の用途で使用している車両であれば、対象として差し支えありません。																				
燃料費	40	事業所が燃油代を負担する車両が対象とされているが、訪問介護で職員の自家用車を使用する場合、職員への燃油代は従来から定額支給で、今般の高騰分は加味していない。この場合でも支援金の対象となるか。	本支援金の対象となるのは、事業所が当該燃油代を負担する場合のみです。 これは、今般の高騰分を含む負担であり、従来からの定額での支給額に変更がないなど、高騰分を事業所が負担していることが説明できない場合は対象となりません。																				
燃料費	41	申請可能車両台数を計算するにあたって、対象となる職種は何か。	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業種別</th> <th colspan="2">対象職種</th> </tr> <tr> <th>対象</th> <th>対象外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問介護（訪問型サービス含む）</td> <td>訪問介護員等 サービス提供責任者</td> <td>管理者※</td> </tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</td> <td>定期巡回・随時訪問を行う訪問介護員等 訪問看護を行う看護師等</td> <td>管理者※ オペレーター</td> </tr> <tr> <td>夜間対応型訪問介護</td> <td>訪問介護員等</td> <td>管理者※ オペレーションセンター従事者</td> </tr> <tr> <td>訪問看護（予防含む）</td> <td>看護師等（管理者と兼務の場合、常勤換算1として扱う）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>居宅介護支援（介護予防支援含む）</td> <td>介護支援専門員（管理者と兼務の場合、常勤換算1として扱う）</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※訪問介護員等と管理者を兼務する場合は、管理者としての勤務時間を除いて、対象業務の勤務時間のみで常勤換算の計算をしてください。</p>	事業種別	対象職種		対象	対象外	訪問介護（訪問型サービス含む）	訪問介護員等 サービス提供責任者	管理者※	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期巡回・随時訪問を行う訪問介護員等 訪問看護を行う看護師等	管理者※ オペレーター	夜間対応型訪問介護	訪問介護員等	管理者※ オペレーションセンター従事者	訪問看護（予防含む）	看護師等（管理者と兼務の場合、常勤換算1として扱う）	—	居宅介護支援（介護予防支援含む）	介護支援専門員（管理者と兼務の場合、常勤換算1として扱う）	—
事業種別	対象職種																						
	対象	対象外																					
訪問介護（訪問型サービス含む）	訪問介護員等 サービス提供責任者	管理者※																					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期巡回・随時訪問を行う訪問介護員等 訪問看護を行う看護師等	管理者※ オペレーター																					
夜間対応型訪問介護	訪問介護員等	管理者※ オペレーションセンター従事者																					
訪問看護（予防含む）	看護師等（管理者と兼務の場合、常勤換算1として扱う）	—																					
居宅介護支援（介護予防支援含む）	介護支援専門員（管理者と兼務の場合、常勤換算1として扱う）	—																					

区分	NO.	質問	回答
燃料費	42	<p>同一の事業所において、介護保険と障がい福祉の両方のサービス（共生型サービス）を一体的に行っている場合、算定した常勤換算職員数を用いて「介護区分」、「障害区分」にそれぞれ申請をしてよいか。</p>	<p>介護サービスと障害サービス双方を一体的に運営（人員基準上の常勤換算職員数を兼ねている）している場合、算定された職員数が「介護区分」と「障害区分」を合わせた申請可能台数となります。従ってこれを重複して使用し、事業所としての常勤換算職員数を超える形で申請を行うことはできません。</p> <p>（例） 一体的に運営する介護事業所、障害サービス事業所の常勤換算職員数が3名で、車両5台、主として使用するサービスが「障害」の場合 →主として使用するサービスが障害であるので、「障害区分」において常勤換算職員数3人分の3台を申請することとなります。車両としては残り2台ありますが、「介護区分」と「障害区分」いずれにおいても残り2台分の申請を行うことはできません。</p> <p>また、申請可能台数3台を「介護区分」「障害区分」それぞれで分けて申請することはできません。（「介護区分」で2台分の申請、「障害区分」で1台分の申請等）</p>